

国立大学法人茨城大学の役職員の報酬・給与等について

I 役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

① 役員報酬の支給水準の設定についての考え方

本学の主要事業は教育・研究事業である。役員報酬水準を検討するにあたって、他の国立大学法人のうち常勤教職員数(当該法人909人)や教育・研究事業で比較的同等と認められる、以下の法人等を参考とした。

(1) 国立大学法人宇都宮大学……当該法人は同じ国立大学法人として教育・研究事業を実施している(常勤教職員数634人)。公表資料によれば、平成28年度の長の年間報酬額等は17,048千円であり、公表対象年度の役員報酬規程に記載された本俸額等を勘案すると、17,120千円と推定される。

同様の考え方により、理事については14,530千円と推定される。

(2) 事務次官年間報酬額……23,175千円

② 平成29年度における役員報酬についての業績反映のさせ方(業績給の仕組み及び導入実績を含む。)

役員に支給される給与のうち、期末特別手当については、国立大学法人評価委員会の法人に対する業績評価の結果、又はその者の職務実績にを勘案し、経営協議会の議を経て、100分の10の範囲内で学長がこれを増額し、若しくは減額できる。

学長は、役員の基本給月額について、その者の業績を評価したうえで、増額できる。

③ 役員報酬基準の内容及び平成29年度における改定内容

法人の長

役員報酬は基本給、通勤手当、単身赴任手当、地域手当及び期末特別手当としている。

期末特別手当については国立大学法人茨城大学役員給与規程に則り、基本給月額、地域手当の月額及び基本給月額に100分の25を乗じて得た額並びに基本給月額、地域手当の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合においては100分の150、12月に支給する場合においては100分の172.5の割合を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じた割合を乗じて得た額としている。

なお、平成29年度は、平成29年度人事院勧告の内容及び財務状況を踏まえて期末特別手当の支給割合を平成29年度に限り0.075月分引上げた。

理事

役員報酬は基本給、通勤手当、単身赴任手当、地域手当及び期末特別手当としている。

期末特別手当については国立大学法人茨城大学役員給与規程に則り、基本給月額、地域手当の月額及び基本給月額に100分の25を乗じて得た額並びに基本給月額、地域手当の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合においては100分の150、12月に支給する場合においては100分の172.5の割合を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じた割合を乗じて得た額としている。

なお、平成29年度は、平成29年度人事院勧告の内容及び財務状況を踏まえて期末特別手当の支給割合を平成29年度に限り0.075月分引上げた。

また、学長が別に定めた基本給月額について、業務増加等に伴い見直した。

理事(非常勤)

改定なし

監事

役員報酬は基本給、通勤手当、単身赴任手当、地域手当及び期末特別手当としている。

期末特別手当については国立大学法人茨城大学役員給与規程に則り、基本給月額、地域手当の月額及び基本給月額に100分の25を乗じて得た額並びに基本給月額、地域手当の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合においては100分の150、12月に支給する場合においては100分の172.5の割合を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じた割合を乗じて得た額としている。

なお、平成29年度は、平成29年度人事院勧告の内容及び財務状況を踏まえて期末特別手当の支給割合を平成29年度に限り0.075月分引上げた。

監事(非常勤)

改定なし

2 役員の報酬等の支給状況

役名	平成29年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
	報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任		
法人の長	千円 17,502	千円 11,808	千円 4,867	千円 826 (地域手当)			
A理事	千円 14,600	千円 9,816	千円 4,046	千円 687 (地域手当) 50 (通勤手当)			
B理事	千円 13,286	千円 8,640	千円 3,561	千円 604 (地域手当) 24 (通勤手当) 456 (単身赴任手当)		3月31日	◇
C理事	千円 14,978	千円 9,816	千円 4,046	千円 687 (地域手当) 429 (通勤手当)			
D理事	千円 8,124	千円 5,400	千円 2,157	千円 378 (地域手当) 189 (通勤手当)		3月31日	
A監事	千円 11,643	千円 7,764	千円 3,200	千円 543 (地域手当) 135 (通勤手当)			
B監事 (非常勤)	千円 4,924	千円 4,924	千円	千円			

注1:「その他」欄には手当等が支給されている場合は、例えば通勤手当の総額を記入する。

注2:「前職」欄には、役員の前職の種類別に以下の記号を付す。

退職公務員「*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「*※」、該当がない場合は空欄

注3:総額、各内訳が千円未満切捨てのため、総額と各内訳の合計金額は必ずしも一致しない。

3 役員の報酬水準の妥当性について

【法人の検証結果】

法人の長

茨城大学はミッションを「地域創生の知の拠点となる大学、その中で世界的な強み・特色が輝く大学の構築」と掲げ、地域社会からより強く信頼され、特色ある教育研究で国際的に認知される大学になることを目指し、学長のリーダーシップの下で、体系的・組織的な教育と独創的研究、実効ある社会貢献を推進している。

そうした中で茨城大学の学長は教職員数約900名の法人の代表として、その業務を総理するとともに、校務を司り、所属教職員を統督して、経営責任者と教学責任者の職務を同時に担っている。

学長の年間報酬額は、人数規模が同規模である民間企業の役員報酬27,998千円と比較した場合、それ以下であり、また事務次官年間給与額23,175千円と比べてもそれ以下となっている。

また、他の同規模の大学の長の報酬水準(宇都宮大学の長の報酬17,120千円)と同水準となっている。

こうした職務内容の特性や他大学等との比較を踏まえると、報酬水準は妥当である。

理事

茨城大学はミッションを「地域創生の知の拠点となる大学、その中で世界的な強み・特色が輝く大学の構築」と掲げ、地域社会からより強く信頼され、特色ある教育研究で国際的に認知される大学になることを目指し、学長のリーダーシップの下で、体系的・組織的な教育と独創的研究、実効ある社会貢献を推進している。

そうした中で、茨城大学の理事は、学長の定めるところにより学長を補佐し、法人の業務を掌理する職務を担っている。

理事の年間報酬額は、人数規模が同規模である民間企業の役員報酬27,998千円と比較した場合、それ以下であり、また事務次官年間給与額23,175千円と比べてもそれ以下となっている。

また、他の同規模の大学の長の報酬水準(宇都宮大学の理事の報酬14,530千円)と同水準となっている。

こうした職務内容の特性や他大学等との比較を踏まえると、報酬水準は妥当である。

理事(非常勤)

該当者なし

監事

茨城大学の監事は、本学の業務を監査する職務を担い、必要があると認めるときは、学長又は文部科学大臣に意見を提出することができることになっている。

監事の年間報酬額は、人数規模が同規模である民間企業の役員報酬27,998千円と比較した場合、それ以下であり、また事務次官年間給与額23,175千円と比べてもそれ以下となっている。

こうした職務内容の特性との比較を踏まえると、報酬水準は妥当である。

監事(非常勤)

監事(非常勤)の年間報酬額は、人数規模が同規模である民間企業の役員報酬27,998千円と比較した場合、それ以下であり、また事務次官年間給与額23,175千円と比べてもそれ以下となっている。

こうした職務内容の特性との比較を踏まえると、報酬水準は妥当である。

【文部科学大臣の検証結果】

給与水準の比較指標では国家公務員の水準未満となっていること等から給与水準は適正であると考え。引き続き適正な給与水準の維持に努めていただきたい。

4 役員の退職手当の支給状況(平成29年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間		退職年月日	業績勘案率	前職
	千円	年	月			
法人の長	該当者なし					
D理事	1,129	2	0	H30.3.31	1	
監事	該当者なし					
監事 (非常勤)	該当者なし					

注:「前職」欄には、退職者の役員時の前職の種類別に以下の記号を付す。
退職公務員「*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「*※」、該当がない場合は空欄

5 退職手当の水準の妥当性について

【文部科学大臣の判断理由等】

区分	判断理由
法人の長	該当者なし
D理事	当該理事は社会連携担当として、社会連携センター、大学基金、同窓会に関する業務に主として従事し、本学の運営に貢献した。 また、基金室の設置及びファンドレイザーの導入を行うなど、本学大学基金の増収に尽力した。 当該理事の業績勘案率については、これら担当業務に対する貢献度と国立大学法人評価委員会が行う法人業績評価の結果を総合的に勘案した上で、経営協議会の議を経て1.0と決定した。
監事	該当者なし

6 業績給の仕組み及び導入に関する考え方

役員に支給される給与のうち、期末特別手当については、国立大学法人評価委員会の法人に対する業績評価の結果、又はその者の職務実績にを勘案し、経営協議会の議を経て、100分の10の範囲内で学長がこれを増額し、若しくは減額できる。
学長は、役員の基本給月額について、その者の業績を評価したうえで、増額できる。

II 職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

① 職員給与の支給水準の設定等についての考え方

当該法人職員の給与水準を検討するにあたって、本学の財務状況及び他の国立大学法人等、国家公務員の支給額を参考にした。

(1) 国立大学法人宇都宮大学・・・当該法人は教育・研究事業を実施している同じ国立大学法人であり、法人規模についても同等(常勤教職員数634人)となっている。

(2) 国家公務員・・・平成29年度において、国家公務員のうち行政職俸給表(一)の平均給与月額 は410,719円となっており、全職員の平均給与月額は416,969円となっている。

② 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方(業績給の仕組み及び導入実績を含む。)

本学の勤務評価規定に基づく勤務評価等の結果を考慮し、昇給及び昇格の実施並びに勤勉手当の成績率を決定する。

年俸制適用教職員に対しては、業績給及び外部資金等獲得調整額が支給されている。

③ 給与制度の内容及び平成29年度における主な改定内容

国立大学法人茨城大学教職員賃金規程に則り、基本給及び諸手当(基本給の調整額、管理職手当、職務付加手当、初任給調整手当、扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、地域手当、広域人事交流手当、義務教育等教員特別手当、教職調整額、高所作業手当、異常圧力内作業手当、教員特殊業務手当、教育実習等指導手当、多学年学級担当手当、教育業務連絡指導手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、業務付加手当、期末手当、勤勉手当、入試手当)としている。

期末手当については、基本給、基本給の調整額及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額及び広域人事交流手当の月額の合計額に役職段階別加算額及び管理職加算額を加算した額を基礎として、6月に支払う場合においては100分の122.5、12月に支給する場合においては100分の137.5を乗じた額(特定幹部教職員にあっては、6月に支払う場合においては100分の102.5、12月に支払う場合においては100分の117.5を乗じて得た額)に、基準日以前6箇月以内の期間における在職期間に応じた割合を乗じて得た額としている。

勤勉手当については、勤勉手当基礎額(基本給、基本給の調整額並びにこれらに対する地域手当の月額及び広域人事交流手当の月額の合計額に役職段階加算額(特定幹部教職員にあっては、その額に管理職加算額を加算した額)に、基準日以前6箇月以内の期間における在職期間に応じた割合及び勤務成績に応じた割合を乗じて得た額としている。

なお、平成28年度・平成29年度人事院勧告の内容及び財務状況を踏まえて、以下について実施した。

- ・基本給月額については、初任給を1,000円引上げ、若年層についても同程度の改定し、平均0.2%引上げた。
- ・勤勉手当の支給月数を平成29年度に限り年間0.15月分引上げた。
- ・初任給調整手当の月額限度と手当対象期間区分毎の額をそれぞれ100円引上げた。
- ・一部の号給に対し、基本給の調整額をおおよそ50円引上げた。
- ・配偶者に係る扶養手当を6,500円(一般(一)8級教職員等にあっては3,500円)、子に係る扶養手当を10,000円、一般(一)8級教職員等の父母等に係る扶養手当を3,500円に改定した。(平成31年度まで経過措置あり)
- ・管理職手当月額及び職務付加手当月額を平成29年度に限り20%または10%引下げた。
- ・地域手当の率を平成29年度に限り1%引下げた。

2 職員給与の支給状況

① 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成29年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内		うち賞与
				うち通勤手当		
常勤職員	人 736	歳 47.6	千円 7,929	千円 5,783	千円 110	千円 2,146
事務・技術	人 220	歳 41.1	千円 5,602	千円 4,162	千円 107	千円 1,440
教育職種 (大学教員)	人 448	歳 51.8	千円 9,261	千円 6,700	千円 115	千円 2,561
技能・労務職種	人 3	歳 56.5	千円 5,616	千円 4,145	千円 92	千円 1,471
教育職種 (附属高校教員)	人 22	歳 38.4	千円 6,870	千円 5,123	千円 71	千円 1,747
教育職種 (附属義務教育学校教員)	人 41	歳 40.3	千円 6,691	千円 4,997	千円 92	千円 1,694
その他医療職種(看護師) (医療技術職員)	人 2	歳	千円	千円	千円	千円
常勤職員(年俸制)	人 17	歳 44	千円 9,452	千円 6,047	千円 142	千円 3,405
教育職種 (大学教員)	人 17	歳 44	千円 9,452	千円 6,047	千円 142	千円 3,405
任期付職員	人 13	歳 46.9	千円 6,128	千円 4,593	千円 87	千円 1,535
事務・技術	人 6	歳 51.3	千円 3,920	千円 2,926	千円 112	千円 994
教育職種 (大学教員)	人 7	歳 43.1	千円 8,020	千円 6,022	千円 66	千円 1,998
任期付職員(年俸制)	人 20	歳 48.1	千円 4,554	千円 4,554	千円 97	千円 0
事務・技術	人 6	歳 41.8	千円 4,682	千円 4,682	千円 104	千円 0
教育職種 (大学教員)	人 14	歳 50.7	千円 4,499	千円 4,499	千円 94	千円 0
再任用職員	人 4	歳 62.8	千円 3,270	千円 2,778	千円 113	千円 492
事務・技術	人 4	歳 62.8	千円 3,270	千円 2,778	千円 113	千円 492
非常勤職員	人 10	歳 55.1	千円 4,219	千円 3,205	千円 115	千円 1,014
事務・技術	人 8	歳 56.8	千円 3,864	千円 2,959	千円 105	千円 905
教育職種 (大学教員)	人 2	歳	千円	千円	千円	千円

注1:常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

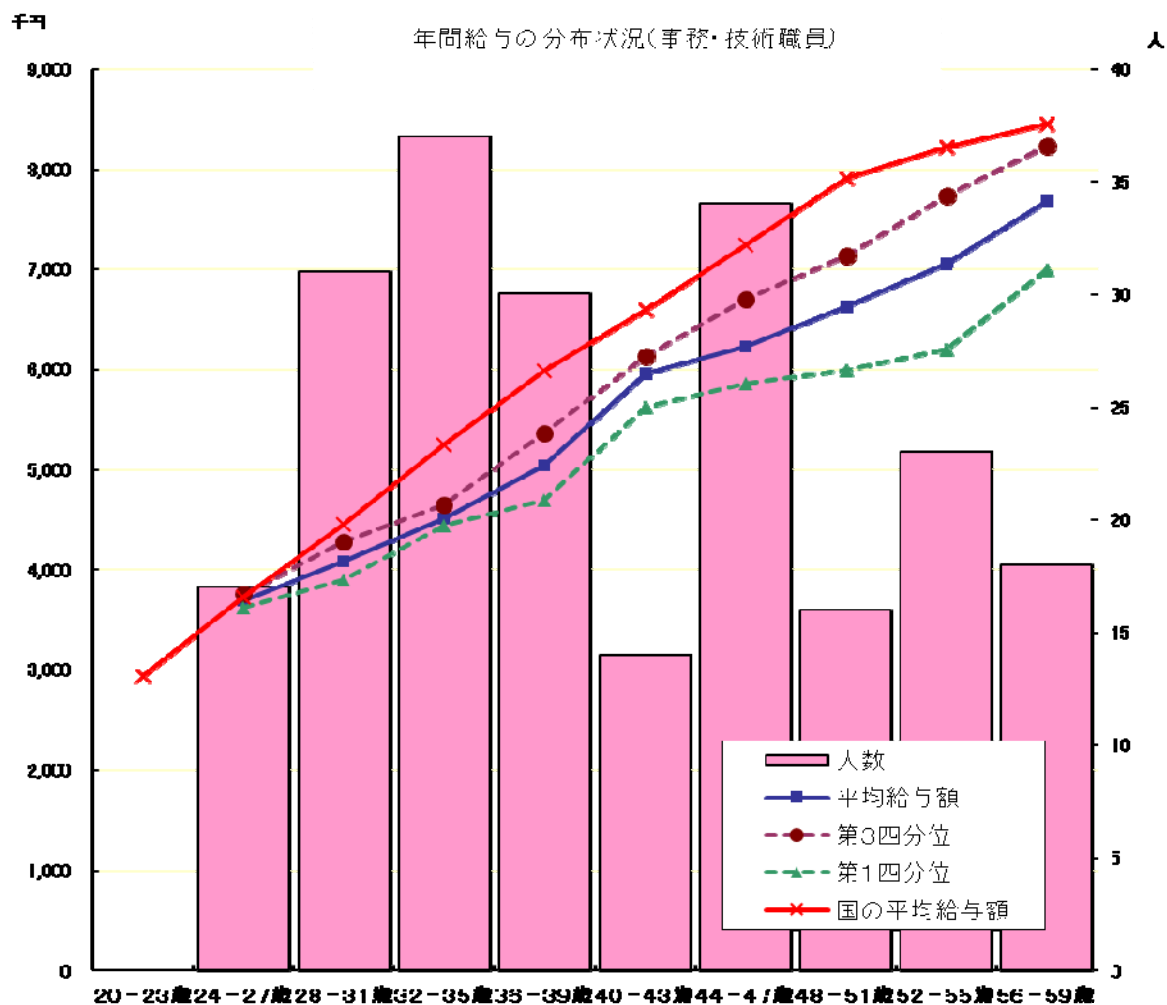
注2:「教育職種(附属高校教員等)」には、附属特別支援学校教員を含む。

注3:「教育職種(附属義務教育学校教員等)」には、附属幼稚園教員を含む。

注4:常勤職員の「医療職種」「教育職種(外国人教師等)」、
「在外教員」、再任用職員の「教育職種」「医療職種」「技能・労務職種」、
非常勤職員の「医療職種」については、該当がないため省略した。

注5:常勤職員の「その他医療職種(看護師)」、非常勤職員の「教育職種(大学教員)」
については、該当者が2人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、
人員以外は記載していない。

② 年齢別年間給与の分布状況(事務・技術職員／教育職員(大学教員))[在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、④まで同じ。]



注:①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、④まで同じ。

③ 職位別年間給与の分布状況(事務・技術職員／教育職員(大学教員))

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	年間給与額		
			平均	(最高～最低)	
	人	歳	千円	千円	千円
部長	3	56.5	9,773		
課長	18	54.3	8,051	9,167	6,946
課長補佐	31	50.0	6,839	7,331	5,870
係長	63	44.5	5,834	7,003	4,286
主任	30	38.2	4,823	6,015	3,939
係員	75	32.0	4,139	5,228	3,367

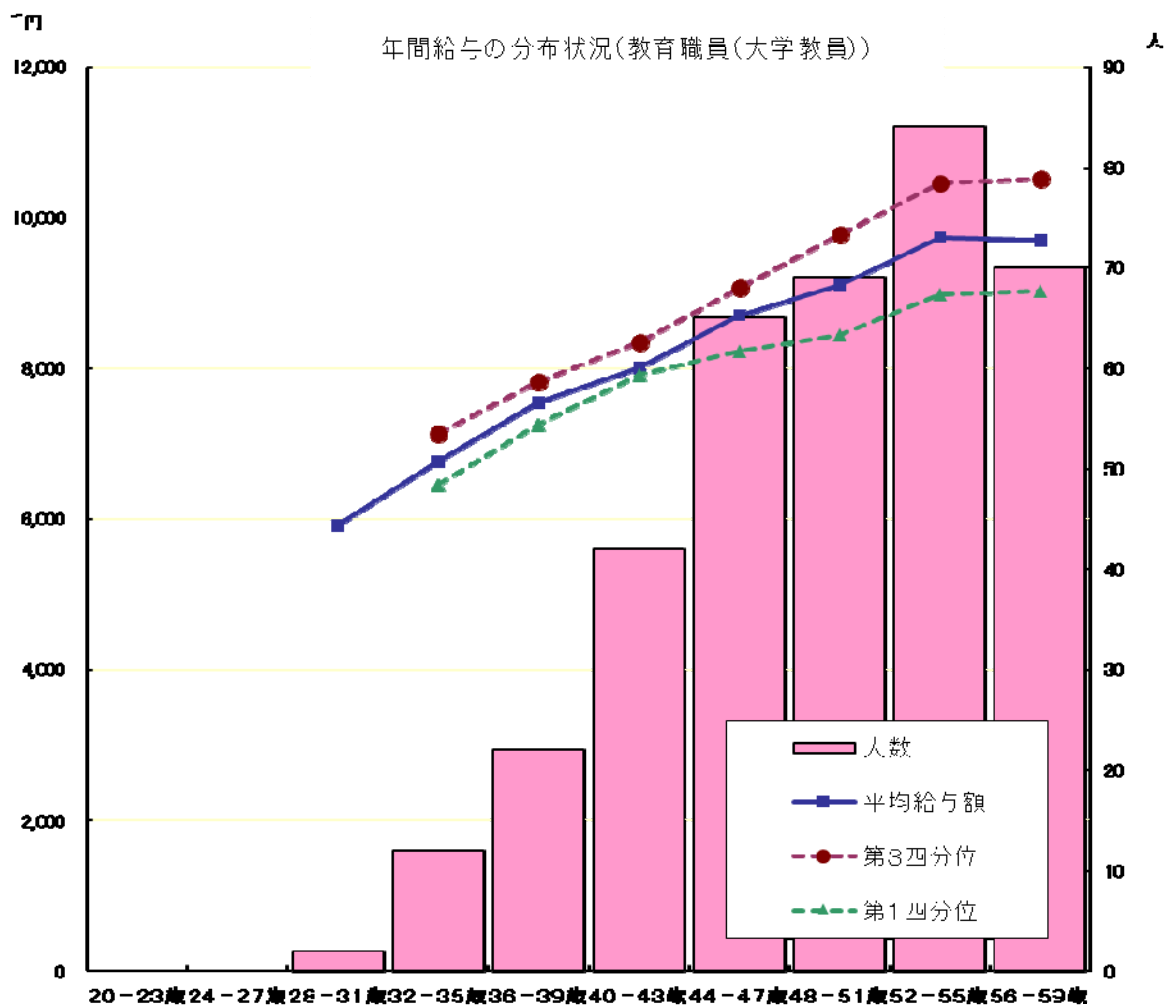
注1:「課長」には、課長相当職である「主幹」、「事務長」及び「副室長」を含む。

注2:「課長補佐」には、課長補佐相当職である「事務長補佐」、「専門員」、「技術専門員」を含む。

注3:「係長」には、係長相当職である「専門職員」及び「技術専門職員」を含む。

注4:部長の該当者は3人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与額の最高額及び最低額については記載していない。

② 年齢別年間給与の分布状況(事務・技術職員／教育職員(大学教員))[在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、④まで同じ。]



注:平均年齢28～31歳の該当者は4人であるため、当該個人に関する情報は特定させるおそれがあることから、年間給与額の第1・第3分位については表示していない。

③ 職位別年間給与の分布状況(事務・技術職員／教育職員(大学教員))

(教育職員(大学教員))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	年間給与額		
			平均	(最高～最低)	
	人	歳	千円	千円	千円
教授	258	55.9	9,973	13,040	7,870
准教授	152	46.5	8,224	9,308	6,653
講師	25	45.4	7,604	8,911	6,141
助教	10	42.0	6,413	6,949	5,905
助手	3	53.8	6,671		

注1:助手の該当者は3人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与額の最高額及び最低額については記載していない。

④ 賞与(平成28年度)における査定部分の比率(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理 職員	一律支給分(期末相当)	% 60.6	% 60	% 60.3
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 39.4	% 40	% 39.7
	最高～最低	% 48.6～36.5	% 47.7～37.0	% 48.1～36.9
一般 職員	一律支給分(期末相当)	% 60.9	% 60.8	% 60.9
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 39.1	% 39.2	% 39.1
	最高～最低	% 44.7～35.3	% 43.9～33.9	% 43.3～35.2

教育職員(大学教員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理 職員	一律支給分(期末相当)	% 59.4	% 59.1	% 59.2
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 40.6	% 40.9	% 40.8
	最高～最低	% 54.3～37.0	% 53.4～37.2	% 53.8～37.1
一般 職員	一律支給分(期末相当)	% 61.3	% 61.3	% 61.3
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 38.7	% 38.7	% 38.7
	最高～最低	% 44.7～34.1	% 44.9～31.9	% 43.5～36.2

3 給与水準の妥当性の検証等

○事務・技術職員

項目	内容
対国家公務員 指数の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・年齢勘案 87.5 ・年齢・地域勘案 92.8 ・年齢・学歴勘案 88.0 ・年齢・地域・学歴勘案 93.0 (参考)対他法人 99.7
国に比べて給与水準が 高くなっている理由	該当なし
給与水準の妥当性の 検証	<p>(法人の検証結果)</p> <p>【支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 54.3%】 (国からの財政支出額 7,312百万円、支出予算の総額 13,476百万円：平成29年度予算)</p> <p>【管理職の割合：9.5%(常勤職員数220名中21名)】 【大卒以上の高学歴者の割合：61.8%(常勤職員数220名中136名)】 【支出総額に占める給与・報酬等支給総額の割合：55.6%(平成29年度決算)】 【累積欠損額：0円(平成29年度決算)】 【検証結果】 支出予算の総額に占める国からの財政支出割合は54.3%であるが、累積欠損もなく、また、対国家公務員の指数について検証した結果、社会一般の情勢に適合しているものと考え。</p> <p>(文部科学大臣の検証結果)</p> <p>給与水準の比較指標では国家公務員の水準未満となっていること等から給与水準は適正であると考え。引き続き適正な給与水準の維持に努めていきたい。</p>
講ずる措置	今後も引き続き適切な給与水準の維持に努める。

○教育職員(大学教員)

・教育職員(大学教員)と国家公務員との給与水準の比較指数 96.6

(注)上記指標は、法人化前の国の教育職(一)と行政職(一)の年収比較率を基礎に平成29年度の教育職員(大学教員)と国の行政職(一)の年収比率を比較して算出した指数である。

なお、平成19年度までは教育職員(大学教員)と国家公務員(平成15年度の教育職(一))との給与水準(年額)の比較指標である。

4 モデル給与

(扶養親族がない場合)

事務・技術職員

○22歳(大卒初任給)

月額 179,200円 年間給与 2,938,968円

○35歳(主任)

月額 279,377円 年間給与 4,551,051円

○50歳(課長補佐)

月額 397,933円 年間給与 6,653,042円

※扶養親族がいる場合には、扶養手当(配偶者10,000円、子1人につき8,000円)を支給

大学教員

○27歳(博士修了初任給)

月額 287,200円 年間給与 4,699,788円

○35歳(助教)

月額 357,487円 年間給与 5,900,144円

○50歳(教授)

月額 515,954円 年間給与 8,736,907円

5 業績給の仕組み及び導入に関する考え方

本学の勤務評価規定に基づく勤務評価等の結果を考慮し、昇給及び昇格の実施並びに勤勉手当の成績率を決定する。

年俸制適用教職員に対しては、業績給及び外部資金等獲得調整額が支給されている。

Ⅲ 総人件費について

区 分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
給与、報酬等支給総額 (A)	千円 7,124,308	千円 7,081,469	千円	千円	千円	千円
退職手当支給額 (B)	千円 633,183	千円 440,180	千円	千円	千円	千円
非常勤役職員等給与 (C)	千円 922,231	千円 880,452	千円	千円	千円	千円
福利厚生費 (D)	千円 1,178,146	千円 1,184,946	千円	千円	千円	千円
最広義人件費 (A+B+C+D)	千円 9,857,868	千円 9,587,047	千円	千円	千円	千円

注1:「非常勤役職員等給与」においては、寄付金、受託研究費その他競争的資金等により雇用される職員に係る費用及び人材派遣契約に係る費用等を含んでいるため、財務諸表附属明細書の「17役員及び教職員の給与の明細」における非常勤の合計と一致しない。

注2:「退職手当支給額」欄は、国の常勤職員に相当する、法人の常勤職員に係る退職手当支給額を計上している。

①給与、報酬等支給総額及び最広義人件費の増減要因

・給与、報酬等支給総額については前年度比0.6%の減となっているが、その主な要因としては地域手当が平成28年度に比べて1%下がったものである。また、最広義人件費については前年度比2.8%の減となっているが、その主な要因としては、給与、報酬等支給総額の減少に加え、退職者数が減少したことによる退職手当支給額の減少によるものである。

②「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成29年11月17日閣議決定)に基づき、平成30年1月から以下の措置を講ずることとした。

役職員の退職手当について、国と同様の支給水準の引下げを実施した。

役員に関する講じた措置の概要:調整率を3.3%引下げた。

職員に関する講じた措置の概要:調整率を3.3%引下げた。

Ⅳ その他

特になし